

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人スマイルベースこどもみらい創造ラボ(以下「当法人」という。)における事業活動を、法令、定款及び内部規程に基づき公正かつ適正に運営するため、コンプライアンスに関する組織及び施策の基本事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、法令、定款及び内部規程を遵守し、事業活動の遂行にあたり、コンプライアンスを最優先して行動するものとする。

(体制)

第3条 コンプライアンス推進の最高責任者は、理事長とする。

2 コンプライアンス活動のうち重要事項の決定は、社員総会が行うこととする。

3 コンプライアンスに係わる運用を適切に行うために、最高責任者の下にコンプライアンス担当者を設置する。

4 外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担うコンプライアンス担当者をコンプライアンス活動の窓口として設置する。

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、代表理事以外の理事の中から選任する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般に関する事項を所管し、コンプライアンス統括部門を統括し、コンプライアンス施策の立案及び実施を行う責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は、次のとおりとする。

(1)コンプライアンス施策の最終責任者

(2)コンプライアンス違反事案対応の統括責任者

(3)コンプライアンス体制の企画、推進及び統括を行い、必要な施策の検討及び実施

(コンプライアンス担当者)

第5条 コンプライアンス担当者は、次の事項を遂行する。

(1)コンプライアンス施策の検討及び実施

(2)コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング

(3)コンプライアンス違反事案の原因分析及び検討

(4)関係者への処分及び再発防止策の検討

(5)前号に基づく分析結果、処分及び再発防止策の共有

(6)その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(7)外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署の設置

(報告・連絡・相談)

第6条 役職員は、コンプライアンス違反行為またはそのおそれがある行為を発見した場合には、速やかにコンプライアンス担当者に報告する。ただし、内部通報規程に基づき通報を行う場合はこの限りではない。

2 コンプライアンス担当者は、前項の報告を受けた場合は速やかに担当理事に報告し、事実関係を調査した上で対応方針を検討し、担当理事の承認を得て対応を行う。

3 緊急時その他やむを得ない事情がある場合は、役職員はコンプライアンス担当理事に直

接報告することができる。

(役職員のコンプライアンス教育)

第7条 当法人は、役職員に対しコンプライアンス研修を実施するものとし、役職員は倫理規程等に関する研修を定期的に受講するものとする。

(コンプライアンス違反事案)

第8条 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する

(懲 戒)

第9条 役職員が第8条に定める報告を怠った場合、事情に応じて懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の内容は、役員については戒告とし、職員については就業規則の定めに基づき戒告、譴責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会の決議により、職員については懲罰委員会の決定を踏まえて理事長が行う。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附 則

この規程は、2025 年 9 月 11 日から施行する。